

# 副学籍による交流及び 共同学習実施の手引き

～共に育ち 共に学ぼう この横浜で～



令和8年3月  
横浜市教育委員会



# はじめに

平成16年6月改正の障害者基本法では、国及び地方公共団体に対して「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること」が規定されました。平成24年には、中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出され、交流及び共同学習の推進として「特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。」「特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。（後略）」と記述されています。

平成29年に公示された小学校・中学校学習指導要領及び小学部・中学部の特別支援学校学習指導要領において、引き続き交流及び共同学習の充実を図るよう規定され、さらに、平成30年2月には、文部科学省より「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について（依頼）」が発出され、同3月には、「交流及び共同学習ガイド」が改訂されました。

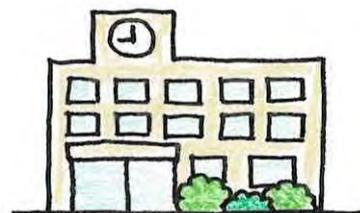
さて、横浜市では平成8年度より特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒が、その居住地を学区とする小中学校に行き授業や運動会等の行事参加する居住地校交流を推進してきました。

平成19年には、「副学籍による交流教育実施の手引き」を策定し、特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒の居住地を学区とする小中学校を、「副学籍校」として指定することで、地域の一員として「共に育ち共に学ぶ交流教育」の充実を図ってきました。

今回の改訂では、令和6年3月に策定した「横浜市特別支援教育推進指針」に示した交流及び共同学習の推進に向けた考え方にに基づき、本市の副学籍交流をさらに促進していけるよう、「副学籍による交流及び共同学習」の実施に当たって検討が必要になる事項等を、小中学校等（※）と特別支援学校に分けて記述することで、両校の先生方がお互いの検討内容を共通理解しながら、円滑に実施できるようにしました。

各学校におかれましては、横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向け、「副学籍による交流及び共同学習」の趣旨とその重要性をご理解いただくとともに、この手引きをご活用いただき、同じ地域に暮らす児童生徒同士が共に育ち共に学ぶ機会となる交流及び共同学習のさらなる推進を図られるよう、期待しています。

※小中学校等とは、小学校・中学校・義務教育学校のことです。



# 目 次

## 1 共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習のめざすもの

- (1) 副学籍校とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 副学籍による交流及び共同学習の意義と目的・・・・・・・・ P 2

## 2 副学籍による交流及び共同学習実施の流れ

- (1) 副学籍による交流及び共同学習を進める上での主な手順・・・・・・・・ P 3
- (2) 副学籍校となる小中学校等と在籍校である特別支援学校との共通理解と事前打合せについて  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

## 3 副学籍校となる小中学校等及び在籍校である特別支援学校での取組

- (1) 具体的な体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- (2) 校内組織づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- (3) 準備体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- (4) 教育課程上の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- (5) 副学籍による交流及び共同学習計画書の作成について・・・・・・・・ P 10
- (6) 副学籍による交流及び共同学習の取組についての評価と改善に向けて・・・・・・・・ P 11

## 4 障害のある児童生徒の理解

- (1) 障害のある児童生徒への共通配慮・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- (2) 視覚障害のある児童生徒への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- (3) 聴覚障害のある児童生徒への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- (4) 肢体不自由の児童生徒への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- (5) 病弱の児童生徒への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- (6) 知的障害のある児童生徒への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- (7) 副学籍交流の事例集・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

## 5 Q & A

- (1) 副学籍による交流及び共同学習実施にあたって、保護者・本人の希望はどこまで受け入れる  
ことが必要ですか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- (2) 副学籍による交流及び共同学習実施に、施設面の整備（改善）が必要な場合は、どうしたら  
よいですか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- (3) 副学籍による交流及び共同学習に担任の付添いができない場合は、どうすればよいですか。  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21
- (4) 学区に居住する県立の特別支援学校の児童生徒についても、副学籍について同様に対応するの  
でしょうか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
- (5) 副学籍による交流で、万が一、事故が起きたとき、責任は、どこにありますか。また、どうい  
う保障がありますか・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23

## 6 資料編

- ・副学籍による交流及び共同学習実施要綱・・・・・・・・ P 25
- ・副学籍による交流及び共同学習実施要領・・・・・・・・ P 26
- ・副学籍による交流及び共同学習書式（様式1～6）・・・・・・・・ P 28
- ・副学籍による交流及び共同学習のご案内・・・・・・・・ P 34
- ・「神奈川県立特別支援学校小・中学部児童・生徒の居住地交流ガイドライン」・・・・・・・・ P 35

# Ⅰ 共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習のめざすもの

## (1) 副学籍とは

副学籍とは、インクルーシブ教育システムの構築の一環として、居住地域の障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組みです。

特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童生徒の居住地を通学区域（学区）とする小中学校等を「副学籍校」として指定します。

特別支援学校（在籍校）と副学籍校（小中学校等）とは、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに基づき、交流の目的や内容、時間設定等について調整し、副学籍による交流及び共同学習を行います。

横浜市特別支援教育推進指針においても、交流および共同学習の推進に向けた考え方の中で、副学籍交流をさらに促進していくため、学校、保護者、児童生徒が、より利用しやすい仕組みにすることをしています。

### ※インクルーシブ教育システムについて

障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

（中央教育審議会初等中等教育分科会報告（H24.7）より）

### ※交流及び共同学習の推進に向けた考え方

- 現在、横浜市立以外の特別支援学校に通う児童生徒の交流及び共同学習は「居住地交流」であり、横浜市立特別支援学校に通う児童生徒に横浜市教育委員会が小・中・義務教育学校での副学籍を指定して実施する「副学籍交流」とは、制度が異なっています。
- 横浜市立以外の特別支援学校に通う児童生徒も希望すれば、横浜市教育委員会が副学籍校を指定できる制度に変更できるよう、神奈川県教育委員会や県立支援学校等との協力体制を整えていきます。
- また、本市の副学籍交流をさらに促進していくため、学校、保護者、児童生徒が、より利用しやすい仕組みにします。

（横浜市特別支援教育推進指針（R6.3）より）

## (2) 副学籍による交流及び共同学習の意義と目的

### ①共に『育ち』『学ぶ』教育の実践

副学籍による交流及び共同学習は、障害のある児童生徒にとっては、その生活経験や行動を広げ、学校生活や社会生活に適応する力を養い、好ましい人間関係を育てることによって、積極的に社会に参加していく能力や態度を育成することをねらいとする活動です。この活動は、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も地域社会の人々と共に社会生活を営み、共に生きていく基盤づくりとなるものです。

一方、障害のない児童生徒にとっては、早期から交流する機会をもつことによって、その中で互いに正しく理解し、共に助け合い認め合う関係を築き上げていくことが可能となります。この取り組みは、障害のある人たちへの関心を広げ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度が育成される場であると考えられます。

現代社会においては、いじめなどの問題が顕在化している中で、他者を認め、他者と共生していくために、お互いに理解し合うことの重要性がますます高まっています。

### ②心のバリアフリーの育成による共生社会へ

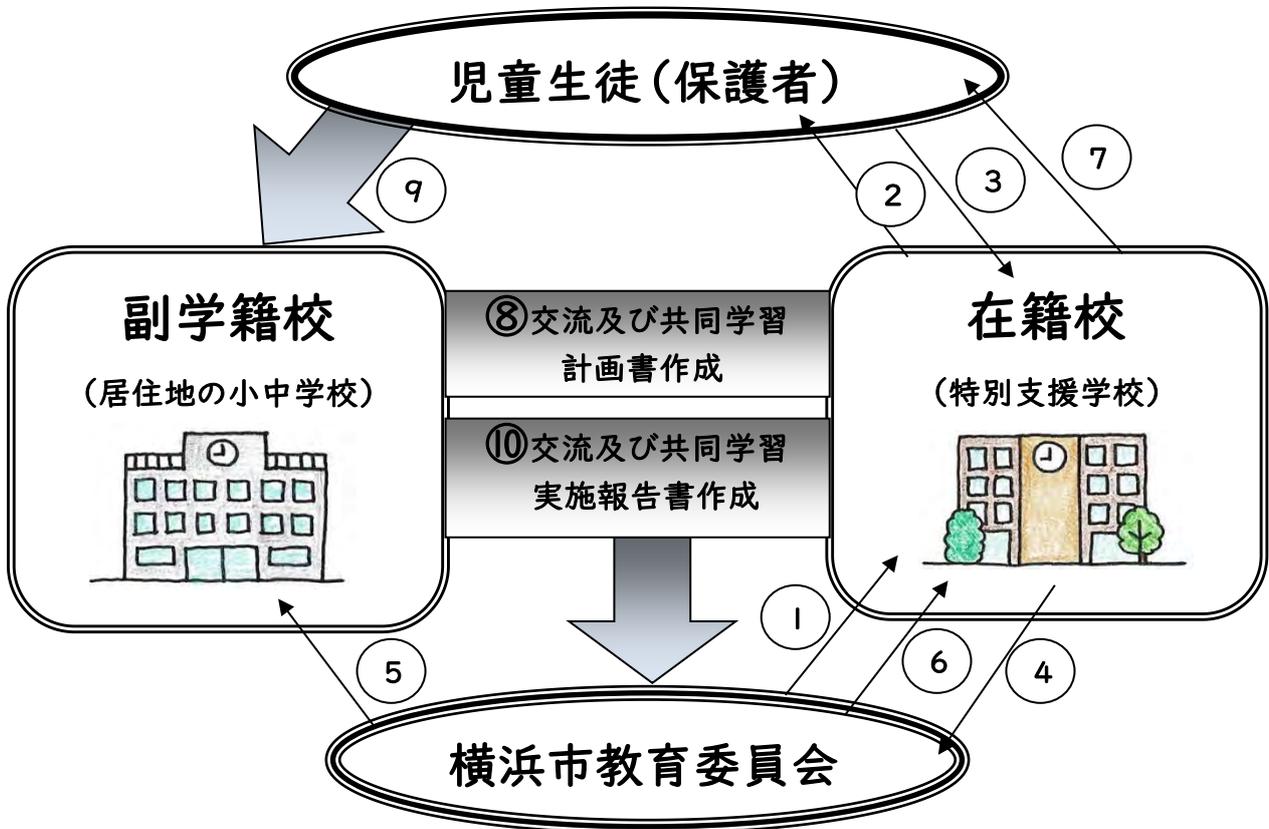
副学籍となる小中学校等の教職員にとっては、この副学籍による交流及び共同学習を推進していく中で、例えば通学路等の安全を含めた学校内外の施設設備をバリアフリーの観点から見直すことや、児童生徒のふれ合いを通じて「心のバリアフリー」の育成をより実践的に推進することができるようになることが大切です。

また、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒が参加しやすい授業を常に工夫する「授業のユニバーサルデザイン化」と呼ばれる取組が、すべての学校・学級で進められるという意義もあります。児童生徒の保護者、そして教職員が、“障害”にとらわれず、「心のバリアフリー」を見直すことで、障害のある人もない人も共に生き、共生社会を目指します。



## 2 副学籍による交流及び共同学習実施の流れ

### (1) 副学籍による交流及び共同学習を進める上での主な手順



- ① 横浜市教育委員会は、副学籍による交流及び共同学習を推進するため「案内」等の必要書類を在籍校である特別支援学校宛に送付する。
- ② 在籍校である特別支援学校は、「案内」等を保護者に配布・説明する。(年度末または新年度)
- ③ 保護者は、居住地等の小中学校等での副学籍による交流及び共同学習を希望する場合、在籍校である特別支援学校に意向にその回答する。
- ④ 在籍校である特別支援学校は、希望する児童生徒名と、指定を希望する小中学校等の名称を教育委員会あてに連絡する。〈1号様式〉
- ⑤ 教育委員会は、在籍校である特別支援学校から、「副学籍」として指定希望のあった小中学校等に対し、副学籍校の指定通知を行う。(4~6月頃まで) 〈2号様式〉
- ⑥ 教育委員会は、在籍校である特別支援学校に対し、副学籍校の指定について連絡する。〈3号様式〉
- ⑦ 在籍校である特別支援学校は、教育委員会から送付された保護者あての指定通知書を保護者に手渡す。〈4号様式〉
- ⑧ 副学籍校となる小中学校等及び在籍校である特別支援学校は、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」や副学籍校となる小中学校等内の児童生徒の交流目標等に基づいて副学籍による交流及び共同学習の実施について協議し、「副学籍による交流及び共同学習実施計画書」を作成、教育委員会に送付する。〈5号様式〉
- ⑨ 副学籍校となる小中学校等及び在籍校である特別支援学校は、「副学籍による交流及び共同学習実施計画書」に基づき、交流及び共同学習を開始する。
- ⑩ 在籍校である特別支援学校と副学籍校となる小中学校等は、年度末に「副学籍による交流及び共同学習実施報告書」を作成し、教育委員会に報告する。〈6号様式〉

## (2) 副学籍となる小中学校等と在籍校である特別支援学校との共通理解と事前打合せについて

### 《共通理解》

副学籍による交流及び共同学習の実施にあたっては、副学籍校となる小中学校等と在籍校である特別支援学校との協力と連携が重要です。開始にあたっては、**その意義について共通理解し、事前に十分な打ち合わせや情報交換を行い、それぞれの学校の教育について、相互に理解をすることが大切です。**両校の児童生徒が安心して交流が開始できるよう、常に**児童生徒**の視点に立った計画を検討します。

### 《事前打合せについて》

両校の事前の打ち合わせは、互いの**児童生徒**にとって望ましい副学籍による交流及び共同学習を実施するため、在籍校である特別支援学校の児童生徒の障害の状態や特性の把握、交流活動を選定していくためにとても大切なことです。

副学籍による交流及び共同学習では、教育委員会から副学籍校となる小中学校等及び在籍校である特別支援学校に対し、「副学籍」の指定の可否についての連絡があります。その後、在籍校である特別支援学校は、電話連絡等で日程を調整した後、副学籍校となる小中学校等と打ち合わせの機会を設けます。

この場合、在籍校である特別支援学校の学級担任が直接、副学籍校となる小中学校等を訪問し、教室環境等を把握しながら、「個別の教育支援計画」に基づいた児童生徒の実態、本人・保護者の思いや願い等を説明します。この打ち合わせにおける協議を基に、「副学籍による交流及び共同学習実施計画書」を両校で作成します。

### 《「打ち合わせ」事項例》

- ◎両校の学校長、担任、特別支援教育コーディネーター等の顔合わせ
  - ◎特別支援学校（在籍校）の概要及び対象児童生徒の障害の状態と特性の理解
  - ◎小中学校等（副学籍校）の学校の状況や教育方針等の理解
  - ◎障害の状態や配慮すべき事項について
  - ◎どのような教育的効果があるのかについて
  - ◎交流及び共同学習の教育課程上の位置付け、年間指導計や活動計画、評価計画、学習の形態や内容、回数、時間、場所等について
  - ◎題材や学習のねらいについて
  - ◎日常の学習活動の中でどのような交流及び共同学習ができるのかについて
  - ◎役割分担や協力体制等について
  - ◎副学籍校である小中学校等への通学方法等（送迎・付添等）の確認
  - ◎副学籍校である小中学校等、在籍校である特別支援学校相互の見学についての調整等々
- ※副学籍による交流及び共同学習実施計画書の項目参照

## ～日常の学習活動を基本に、よりていねいに～

毎回、特別な活動を設定することは、副学籍校となる小中学校等にとって大きな負担となることがあります。副学籍校である特別支援学校の児童生徒が参加しやすい内容を副学籍校となる小中学校等の日常の学習活動から選定していくことで、交流及び共同学習を基本としていきます。

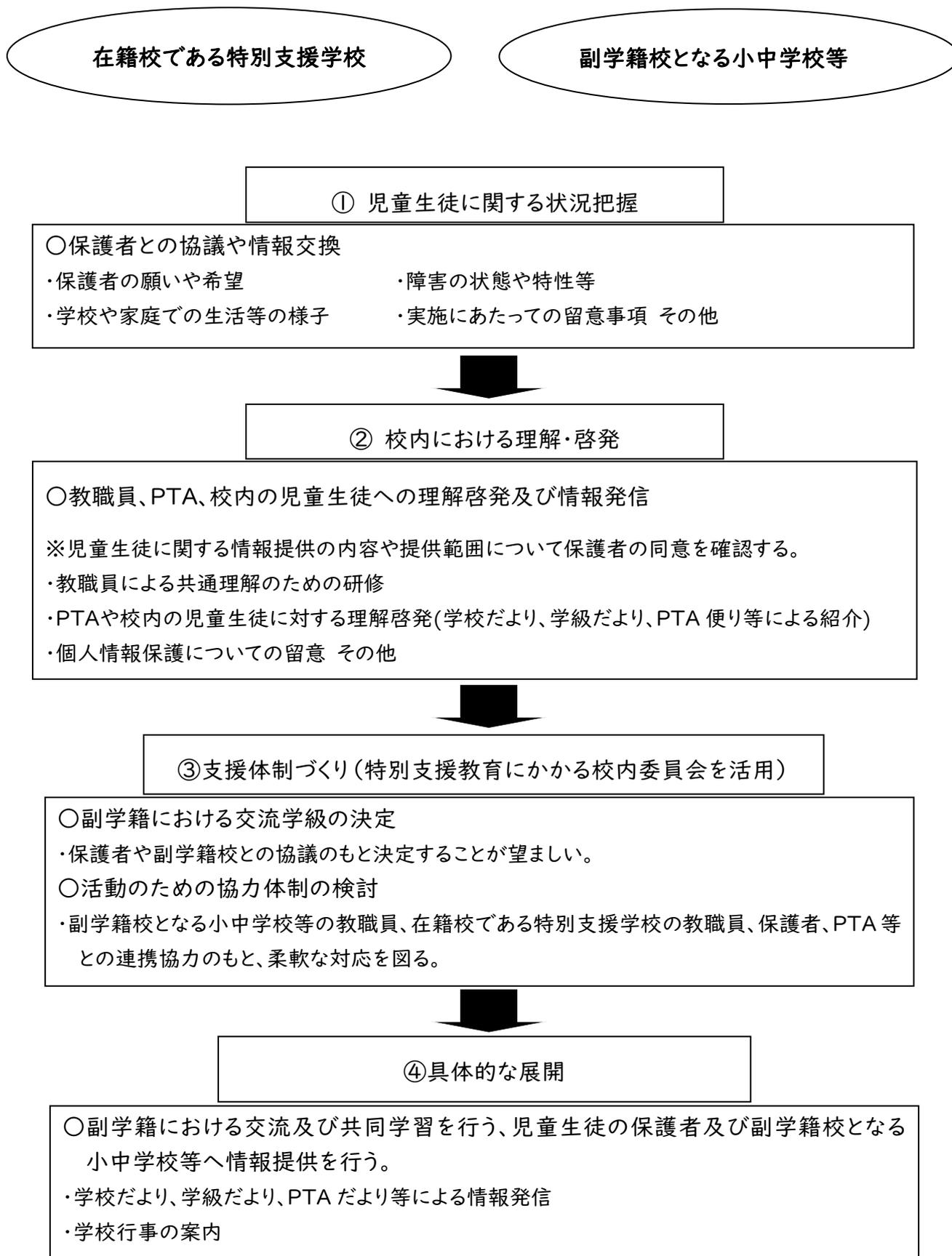
そのためには、事前に在籍校である特別支援学校の担当者から児童生徒の状況についての情報が保護者の了解を得た（合意形成の）うえで、適切に提供されることが必要です。

交流する児童生徒が音楽を好むようであれば、音楽での授業交流、体を動かすことが好きな児童生徒であれば、体育での授業の交流など、その児童生徒が安心して活動できる分野から交流を考えていきます。副学籍による交流及び共同学習では、副学籍校の教育課程に基づいた行事や授業への交流を目的としているので、障害についての配慮は必要ですが、特別に予定している内容を大きく変更する必要はありません。



### 3 副学籍校となる小中学校等及び在籍校である特別支援学校での取組

#### (1) 具体的な体制づくり



## (2) 校内組織づくり

児童生徒の在籍校である特別支援学校並びに副学籍校となる小中学校等では、学校として計画的、組織的な取組をすすめます。副学籍による交流及び共同学習を実施するための組織を校内で明確に位置付け、具体的な取組みの内容を検討していくことが重要です。

### 副学籍校となる小中学校等の校内組織

- ①各学校に設置されている「特別支援教育の校内委員会」等、学校経営計画の中で、副学籍による交流及び共同学習の取組を推進する校内組織に明確に位置づけます。
- ②「特別支援教育の校内委員会」等において「交流学級」を決定します。
- ③副学籍による交流及び共同学習を実施する児童生徒の状況、在籍校との連絡など具体的な対応をすすめるために必要な体制整備を図ります。
- ④在籍校である特別支援学校との連絡窓口や校内における連絡・調整を行う担当者を明確にします。

### 在籍校である特別支援学校の校内組織

- ①学級担任や特別支援教育コーディネーター等を中心に、校内委員会や所属学部等などで組織的な取組を行います。
- ②副学籍による交流及び共同学習を実施する児童生徒の状況の把握や副学籍校との連絡など具体的な対応をすすめるために必要な体制の整備を図ります。

## (3) 準備体制

副学籍による交流及び共同学習を円滑にすすめるために、交流を実施する児童生徒の障害の状況等に応じて、さまざまな条件を整備することや確認すべき事項があります。

そのため、副学籍校となる小中学校等と在籍校である特別支援学校との間で事前に十分打ち合わせを行う必要があります。なお、個人情報の扱いについては、必ず保護者と確認を行います。

### 副学籍校となる小中学校等での準備体制

在籍校である特別支援学校と十分に連携をとりながら、必要な準備をすすめます。

#### ①備品面の準備

○靴箱 ○ロッカー ○学習机 ○学習イスなど

※学校や学級への帰属感を高め、交流及び共同学習を効果的にすすめるために、できる限り用意をします。

#### ②施設面の準備

※現状施設で対応するための配慮や工夫などについて検討します。

※エレベーター・トイレ等の大規模な施設改修は、すぐ対応することが困難です。

#### ③教材等の準備

○学習用教材 ○使用端末 ○消耗品等

※在籍校や家庭で用意するものについては、事前に伝えます。

#### ④教科書、副教材等

○教科の学習を行う場合は、教科書等の準備を行います。

※有償給与または校内での一時貸与等が考えられます。

#### ⑤校内における理解・啓発及び情報発信

※全校児童生徒に対して、障害の理解と副学籍についての理解を十分に図ります。

### 在籍校である特別支援学校での準備体制

#### ①副学籍校への通学方法等の確認をします。

○自宅から副学籍校となる小中学校等までの通学方法、通学ルート等の確認

○在籍校である特別支援学校から副学籍校となる小中学校等までの通学方法、通学ルート等の確認

○安全に通学をするために必要な学習の計画的実施

(1) 交流児童生徒の副学籍校への登下校は、保護者の責任のもとに行うこととする。

(2) 「副学籍による交流及び共同学習」は、在籍校の教育課程に基づいて実施するものであり、在籍校の教員が引率(※)することを原則とする。在籍校の教員が引率できない場合は、保護者が付添いを行うこととする。ただし、交流児童生徒の状態によっては、教育上の見地から、在籍校・副学籍校及び保護者の了解のもとに、引率を行わずに交流及び共同学習を実施することも認められるものとする。

(※) この項における「引率」とは、副学籍校内における交流児童生徒への指導をいう。

(副学籍による交流及び共同学習実施要領より)

②副学籍による交流及び共同学習を実施するねらいを達成するため必要な事前指導を十分に行います。

③児童生徒の障害の状態や特性に応じた配慮事項を伝え、必要な準備を行うため、副学籍校となる小中学校等との打ち合わせを行います。

#### 留意点：

○上記①の(2)について、在籍校の教員が引率することが原則です。校内体制の状況により、やむを得ず保護者に付添いをお願いする場合でも、②の内容について、事前に情報を共有しておく必要があります。

○学びの場の変更を検討している場合等において、在籍校の教員等の引率を行わずに交流及び共同学習を実施することも認められるものとします。

○医療的ケアがある場合には、引率する在籍校の教員が行いますが、実施するタイミングや場所等、事前に保護者や副学籍校と確認しておきます。

## (4) 教育課程上の位置付け

副学籍による交流及び共同学習の取組は、在籍校である特別支援学校の教育課程や、当該児童生徒の障害の状態や特性に応じて作成された、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」に基づいて、実施することが重要です。

副学籍校となる小中学校等の実情によっては、在籍校である特別支援学校や保護者が希望する交流を実施することが、難しい場合もあります。その場合には、両校で十分協議・検討して、今後の課題を把握しつつ、現段階で可能な取組から実施していくこととします。

教育課程上の位置づけについては以下の観点を重視してください。

### 副学籍校となる小中学校等の位置付け

- ①「副学籍による交流及び共同学習計画」においては、組織的、計画的、継続的に取扱うことが求められます。
- ②具体的な交流及び共同学習計画立案に際しては、副学籍校となる小中学校等及び在籍校である特別支援学校双方の児童生徒にとっての「教科等の目標」とともに「副学籍による交流及び共同学習のねらい」を考慮した記載を心がけます。副学籍校となる小中学校等の教育課程の中で、交流可能な「各教科」「特別活動」「総合的な学習」「特別の教科 道徳」等へ位置づけて行います。
- ③教育課程に基づいた行事や授業への交流を目的としているので、障害についての配慮は必要ですが、予定している内容を大きく変更する必要はありません。
- ④事前に副学籍校となる小中学校等の担当者と在籍校である特別支援学校の担当者が話し合いを持ち、配慮すべき事項を確認し、題材や学習のねらいを両校で検討し、日常の学習活動の中でどのような交流ができるのかを考えていくことが大切です。

### 在籍校である特別支援学校の位置付け

- ①教育課程全体での計画の中に位置付けます。  
※各教科、領域等のどの分野に位置付けるか、十分に検討します。
- ②「副学籍交流及び共同学習計画書」において、計画的に取り扱います。  
※当該児童生徒の年間総授業時数の換算等を適切に行います。
- ③一人ひとりの「交流及び共同学習のねらい」を明確にします。  
※「個別の教育支援計画」における「教育的ニーズ」等に基づき、「副学籍による交流及び共同学習の目的」を明確にして実施計画を作成します。
- ④計画立案に際しては、在籍校における当該児童生徒の学習に遅れ等の支障が生じないように配慮します。

## (5) 副学籍による交流及び共同学習計画書の作成について

計画書の書式(5号様式)は、32頁の通りですが、特に斜体の項目については、両校で協議・検討し、調整を図りながら在籍校である特別支援学校が作成します。

- 1 特別支援学校児童生徒名
- 2 学部 学年
- 3 保護者名
- 4 在籍校担当者名
- 5 副学籍校名・校長名
- 6 副学籍校担当者名
- 7 交流学級・交流期間
- 8 交流目標**
- 9 交流内容**
  - ・行事名
  - ・授業名
- 10 交流方法**
  - ・交流期間
  - ・交流回数、時数
  - ・付き添い者
- 11 評価の観点**
  - ・個別の教育支援計画の目標に基づく評価
- 12 配慮事項**
  - ・指導面
  - ・移動面他

### 《作成時の留意事項》

- 副学籍校となる小中学校等及び在籍校である特別支援学校双方の教育目標にどのように合致しているのかを確認します。
- 教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所等を検討します。
- 副学籍校となる小中学校等及び在籍校である特別支援学校と綿密な計画の上、各校で作成している年間指導計画や実施計画書等に記載し、それをもとに交流及び共同学習計画書を作成します。
  - ※計画にあたっては、活動を無理なく継続的に繰り返すことができるようにします。
  - ※できるだけ体験的な活動を取り入れると効果的です。

◎年度末には、両校で話し合いながら取組の評価を行い、在籍校である特別支援学校が「副学籍による交流及び共同学習実施報告書」(6号様式)を特別支援教育課へ提出します。報告書の内容は、副学籍校とも共有してください。

※副学籍校での本人の様子だけでなく、副学籍校の児童生徒の様子についても評価します。

◎新年度当初から副学籍交流を実施したい場合、下記の条件すべてに該当する児童生徒については、前年度中に副学籍校指定申請書(1号様式)の提出をしても構いません。

(1)継続して副学籍交流を行っており、次年度も安定して交流をすることが可能であると、学校間で調整ができています。

(2)年度当初の行事に参加を希望している等、年度当初から交流することが、教育に資すると判断できる。

## (6) 副学籍による交流及び共同学習の取組についての評価と改善に向けて

副学籍による交流及び共同学習の実施については、児童生徒の在籍校である特別支援学校と副学籍校となる小中学校等が連携して評価に当たります。学習の評価に当たっては、交流及び共同学習の開始時に作成した「副学籍による交流及び共同学習計画書」の「交流目標」の設定内容とも関連させ、「評価の観点」に基づき、小中学校等での学習経過や児童生徒の変容等について振り返り、評価していくことが重要といえます。

また、評価の記載については、在籍校である特別支援学校において指導要録（「指導に関する記録」「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄）へ副学籍校名及び必要な内容を記載します。

### 特別支援学校に在籍する児童生徒に関わる評価の観点例

- ① 同じ地域に住んでいる友達であることをお互いに確認できたか。
- ② 集団活動の中周囲と関わりながら過ごすことができたか。
- ③ 異なる環境に対して自分なりに適応することができたか。
- ④ より大きな集団での学習を経験し、学ぶ力を培うことができたか。
- ⑤ 地域でのつながりや人間関係を形成することができたか。
- ⑥ 障害等の特性等について副学籍校児童生徒に理解してもらえたか。
- ⑦ 特別支援学校の教育について、副学籍校児童生徒に理解してもらえたか。
- ⑧ 保護者や本人のニーズに応えることができたか。

この場合、教師による評価だけでなく、本人・保護者にも感想や意見を聞くことも必要です。また、児童生徒の活動の評価だけではなく、次に例示するような取組体制そのものの評価も不可欠といえます。

### 特別支援学校及び副学籍校の評価の観点

- ① 学校重点目標の一つとして掲げる等、全校での取組が実現できたか。
- ② 校内委員会等の中で組織的・計画的に推進できたか。
- ③ 校内研究のテーマとして設定し、授業研究を行う等実践的研究ができたか
- ④ 事前・事後の十分な打合せにより、充実した活動が実施できたか。
- ⑤ 安全確保・緊急対応について、具体的な手だてを示せたか。
- ⑥ 送迎・付添について、両校が連携して対応できたか。

これらは一例ですが、基本的には在籍校である特別支援学校の「個別の教育支援計画」に基づいて、初期の目標が達成できたかを本人・保護者の意見も丁寧に聞き取りながら、両校で相互に評価し、その後の交流及び共同学習の改善に生かしていくことが重要となります。

なお、評価時期については、年度末に限らず、必要に応じて適切に行うようにし、交流を進めていく上での課題を迅速に解決していくことも大切です。

## 4 障害のある児童生徒の理解

障害のある児童生徒に対する理解を深めるため、障害の特性に応じて、行動とれるように具体的な指導をします。

### (1) 障害のある児童生徒への共通的配慮

#### 【事前に…】

- 児童生徒の障害や発達の状態に合わせて、交流のねらいを事前にしっかり確認しておきます。
- 互いに理解し合える方法などについて在籍校の担任からアドバイスを受け、児童生徒間でコミュニケーションが円滑になるようにします。
- 児童生徒の興味・関心がある事物を事前に在籍校や保護者から情報を得て活動にいかせるようにします。

#### 【受け入れるにあたって…】

- 将来の自立を図ることがねらいとなる場合もあります。自分でできることは、できるだけ自分でおこなう介助は、必要最小限にとどめる配慮も必要です。
- 社会参加に向けた重要な子ども同士のかかわりの場です。単に「触れ合う」だけでなく、日常的な関わりの中から、自然に学び合うための場となる必要があります。
- 児童生徒同士のコミュニケーションを円滑にするためには、伝えたい内容を言葉とともに文字化や具体物提示、ジェスチャー等、在籍校の子どもの実態にあった方法で支援します。
- 得意とする活動や普段の授業で慣れている活動を多く取り入れ、活躍できる場を多くします。
- 児童生徒の障害の実態に合わせて、座席位置・椅子や机の高さ等の配慮や学習内容・課題が理解しやすいように、ユニバーサルデザインの授業づくりを心がけることが大切です。

- ・一日や授業の流れを視覚的に提示
- ・具体的な内容や絵、写真等を活用
- ・全体の内容や手順が分かるように個別にメモ等を提示

## (2) 視覚障害のある児童生徒への配慮

- 弱視の児童生徒の場合は、板書の文字を大きくし、見やすいように、照明を明るくします。
- 移動するときは、一緒に移動し、児童生徒同士が対応するときには、教師も付添いながら、ゆっくり歩行をあわせるようにします。
- 視野が狭い場合は、児童生徒が移動しやすいよう周りの環境を整備し、安全を確認します。
- 言葉だけでなく手で触れる課題を工夫し、言葉による指示や、周りの状況を説明するときは、具体的な言葉で伝えます。例えば、「ここ」「あそこ」などの代名詞よりも具体的に「右手、前方に」と声をかけるようにします。
- 初めての体験をする際には、予め周囲の状況を説明したり、一緒に歩いて、何がどこにあるのかを確認したりします。
- 文字カード等を提示する際には、文字を大きく書くとともにコントラストをはっきりさせ、照明等も配慮して見やすくします。

## (3) 聴覚障害のある児童生徒への配慮

- 話をしたり声をかけたりする場合は、児童生徒の正面から対応し、口元がはっきり見えるようにして話しかけます。
- 補聴器で聴き取りやすい音量で話します。
- 話がうまく伝わらない際には、口元に注目させて、ジェスチャーや実物提示ともに言葉でゆっくり伝えたり、文字を紙に書いたり、空書したり、指文字や手話等を取り入れるなどの支援を行います。

## (4) 肢体不自由の児童生徒への配慮

- 児童生徒が、車いすや杖等で移動する場合は、周りの児童生徒がぶつかったり、側を走ったりしないように事前に伝えます。
- 杖等で階段を下りるときには、周りを広く開け、ゆっくり移動できるように周りに歩いている児童生徒にも声をかけるようにします。また、段差が無いかどうか安全な環境に目を配ります。
- 座席や座位に関して児童生徒が安全で、安定しやすい状態であるように配慮します。また、トイレなども事前に確認して車いすや杖等での利用ができるようにします。
- 車椅子を押す場合には、ゆっくりと押すように心がけます。段差や曲がる際には、予め、児童生徒に「段差あるよ!ガタンとなるよ!」等の声をかけると心の準備ができ、安心して介助を受けることができます。
- 車椅子で自走できる児童生徒への配慮として、他の児童生徒との接触がないよう車椅子の斜め前方を介助者が歩くようにします。坂道については、後方を歩くように心がけます。

#### (5) 病弱の児童生徒への配慮

- 健康状況や心身に負担の少ない活動内容を、事前に在籍する特別支援学校の担任が主治医・保護者から確認し、事項を小中学校等の担任へ伝えます。
- 教室環境については、病状等により騒音・衛生状態や室温などにも配慮します。

#### (6) 知的障害のある児童生徒への配慮

- 活動の手順や課題を少なくしたり、絵や写真等を用いたりして、子どもが理解しやすいようにします。
- 体を動かすゲームや歌など楽しく参加できるわかりやすい内容を工夫します。
- 児童生徒の行動の意味や背景等を、必要に応じて適切に説明するなどして、副学籍校の児童生徒が理解し、共に活動できるようにします。



(7) 副学籍交流の事例集

報告書例①

★副学籍報告 児童生徒名: \_\_\_\_\_ 担当: \_\_\_\_\_

【交流校:〇〇小学校 交流学年・クラス: 4年△組】

	内容
・副学籍校のこと (交流学年や学校の雰囲気など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの積み重ねもあり、みんな積極的に関わっている様子だった。</li> <li>・教員よりも先に、やることや動きなどを副学籍校の児童が教えてくれる。</li> <li>・学校の真ん中にスロープがあり、上の階まで移動することができる。(エレベーターも少し狭いが設置されている)</li> <li>・駐車場から児童玄関まで行くにはグラウンドを通らなければいけないため、駐車場わきの職員玄関から出入りしている。</li> <li>・行事は、2つとも来賓席隣にスペースが用意されていた。</li> </ul>
・交流方法(回数)	通常⇒5回 行事⇒2回(運動会・ミュージックフェスタ)
・交流内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学活⇒ミニゲーム、〇〇小宿泊行事の紹介、特別支援学校での学習紹介</li> <li>・図工⇒身近なもので似顔絵をつくろう</li> <li>・行事練習</li> <li>・運動会(80メートル走、応援合戦、学年演技、閉会式)</li> <li>・ミュージックフェスタ(合唱・合奏)</li> </ul>
・児童の様子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎回、学校に着くととても笑顔になり、前向きに交流を行っていた。</li> <li>・友だちの様子をよく見ており、集団で動く場面では合わせて動けた。</li> <li>・運動会は、開会式以外の全種目に参加することができた。80メートル走は完走し、学年演技も周りに合わせて踊ることができた。(事前に学校で練習した)</li> <li>・ミュージックフェスタは、中休み後すぐの発表だったため、中休み中に会場に入った。合唱は、色布を振った。合奏は、打楽器の近くだったのでリズムよくギョを演奏することができた。発表後は、他の学年の発表も最後まで楽しむことができた。知っている曲には、合わせて体を動かしていた。</li> </ul>
・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副学籍担当の教員が兄の小6時の担任ということもあり、両校の教員、保護者の3者が見通しをもって交流を行うことができた。</li> </ul>

報告書例②

★副学籍報告 児童生徒名: \_\_\_\_\_ 担当: \_\_\_\_\_

【交流校: ◎◎小学校 交流学年・クラス: 6年◆組】

	内容
・副学籍校のこと (交流学年や学校の雰囲気など)	・時間割が決まってない(一週間ごとに決めている)。 ・スロープは完備されている。 ・交流級は明るい雰囲気でクラスのまとまりを感じた。
・交流方法(回数)	直接交流(2回→10月、2月) ※9月は◎◎小学校の感染症流行のため、中止。10月は、音楽に参加予定だったが、お楽しみ会に変更。
・交流内容	・「ようこそパーティー☆」(お楽しみ会) →自己紹介(初回のみ)、爆弾ゲーム、絵しりとり、山手線ゲーム、全員とタッチ(最終回はメッセージカードを手渡して握手)
・児童の様子	・自己紹介で、名前を大きな声で言うことができた。質問にも「(好きな食べ物)パンです。」「(好きな色)黄色。」と答えることができた。爆弾ゲームも流れに乗って活動し、当たった時は、「好きな勉強は図工です。」と発表することができた。山手線ゲームは、ペースについていけなかったが、◎◎小の児童がみんな本児の発言を待っていて、今井の言葉がけ等を受け、好きな動物やくだものを発表することができた。2回目の交流は、心身共にやや不調だったが、途中で教室から出ることもなく、最後までしっかり参加した。絵しりとりで、亀の絵が回って来て、「くめ」のつく物」と伝え、「めがね。」と答え、Wボードに赤ペンで上手に眼鏡の絵を描くことができた。活動の最後に、1回目は全員と一人ずつタッチ、2回目(最終回)は、一人ずつメッセージカードを渡してから握手をして、交流を深めることができた。
・その他	・とにかく放課後は電話がつながらないので(いつもお話中)、メールでのやり取りをするようにした。

### 報告書例③

★副学籍報告 児童生徒名: \_\_\_\_\_ 担当: \_\_\_\_\_

【交流校: ☆☆中学校 交流学年・クラス: 3学年 】

	内容
・副学籍校のこと (交流学年や学校の雰囲気など)	エレベーターがないため、一階に教室がある技能教科(美術・技術等)での交流を、学年全体と行ってきた。今年度からエレベーターが設置され、2階以上に行けるようになり、音楽の授業での交流を行うことができた。小学校時代から一緒に友だちが廊下等で声をかけてくることがあった。
・交流方法(回数)	技能教科での交流 美術1回、音楽2回、卒業式練習1回、卒業式の計5回交流できた。
・交流内容	美術(彫る活動) 音楽(リコーダー練習、合唱練習) 卒業式練習
・生徒の様子	美術の彫る活動では、学校の彫刻刀を借りて行った。たくさん手を動かして後半疲れている様子だった。 音楽の交流では、リコーダーの音に圧倒されつつもよく聴いていた。 卒業式の体育館練習では、話を聞いている時間が長く目を閉じていることが多かった。

**Q & A**

## Q1) 副学籍による交流及び共同学習の実施にあたって、保護者・本人の希望はどこまで受け入れることが必要ですか。

### 1 交流及び共同学習の内容をできるだけ明確に

副学籍による交流及び共同学習は、児童生徒の保護者・本人の希望により実施される交流です。居住する地域での同年齢の児童生徒とのふれ合いを通して、今後の社会生活を支え合う地域の仲間としての基盤をつくることや、児童生徒の経験を広げ、社会性や適応力を高めることをねらいとしています。また、居住する地域の学校に在籍していたかもしれない児童生徒です。

副学籍による交流及び共同学習を実施する前に、副学籍校となる小中学校等と在籍校である特別支援学校の担当者と事前に話し合いを十分にして、その児童生徒の実態を知り、保護者・本人の交流に対しての希望を把握しておきます。参加する活動、交流の回数などについては、できるだけ要望に応えていくことが望ましいのですが、現状では、すべての要望に応えるのは困難な場合もあります。保護者・本人の要望に対して、学校としてできることとできないことを伝え方がよいでしょう。

### 2 保護者・本人の希望に配慮しつつ、計画的な交流を

副学籍による交流及び共同学習のうち、行事交流(運動会・学習発表会等)に参加する場合は、招待者として扱われるよりも、希望内容として「児童席や生徒席において自然な形で参加したい。」、「せっかく行ったのだから競技にも参加してみたい。」、「テントの下(来賓席)より一般の保護者席で参観したい。」等、保護者・本人が希望を申し出る場合があります。

在籍校である特別支援学校の担任等に、副学籍による交流及び共同学習に関する具体的な要望に関する話があった場合は、副学籍となる小中学校等の学校に行事への参加・不参加を連絡する際に、保護者・本人の希望を伝えます。また、副学籍校となる小中学校等に対する保護者・本人の希望のうち、実施が困難と思われる事柄については、在籍校である特別支援学校の担当者にも具体的に伝え、相談していくことが大切です。

いずれにしても、交流を実施するにあたっては、保護者の要望を考慮しながら、両校の担当者、保護者・本人の三者が十分に話し合い、具体的な交流の実施方法を検討し、副学籍による交流及び共同学習を計画していくことが必要です。

## Q2) 副学籍による交流及び共同学習実施に、施設面の整備(改善)が必要な場合は、どうしたらよいでしょうか。

### 1 施設面の整備が前提条件ではなく、柔軟な対応を

トイレ、スロープ、手すり等の施設設備面の整備(改善)が必要な場合は、教育委員会に相談して柔軟な対応とともに継続的な交流であることが条件になります。

現状の施設で交流教育を行う場合、これまでの事例では、両校の話し合いにより、トイレ、階段、机、移動などについて、できる範囲の配慮・工夫で対応し実施されています。具体的な配慮・工夫に関しては、児童生徒個々の障害の状況によりさまざまであり、その時の在籍校である特別支援学校の担当者、保護者との話し合いにより具体的に対応しています。

### 2 社会での自立を視野に

バリアフリー化が進んできているとはいえ、公共施設が使いやすく整っているわけではありません。障害のある人は、実社会ではその現状で工夫し、協力依頼や自力対応などで生活している現状があります。施設の改善を要請することも大切ですが、すべての条件が整わなければ、交流教育ができないというのではなく、配慮や工夫をしながら実施していくことが大切です。また、小中学校等の児童生徒に「心のバリアフリー」がしっかりと育まれていれば、施設設備面の不十分さの一部をカバーすることもできるといえます。

#### 【在籍校である特別支援学校側から申し出た具体例】

- オムツ換えのスペースとして、多目的トイレを使用する。
- 副学籍校である小中学校等の可能な範囲で、交流時の使用教室を下の階にする。
- 校内の移動等、介助が必要な場合は、事前に誰がどのような対応をするか決めておく。

また、副学籍校である小中学校等の担当者が特別支援学校を訪問し、副学籍を置く児童生徒が、日頃どのような環境で指導・支援を受けているのかを知ることも大変有効といえます。また、事前に互いの学校紹介ビデオ等を児童生徒に見せることもよいでしょう。連携の仕方については、このようにさまざまな方法が考えられますが、交流の形態は一人ひとり異なりますので、事前に十分に打ち合わせを行い、交流が児童生徒にとって有意義なものとなるよう、準備を進めてください。

### Q3) 副学籍による交流及び共同学習に担任が付添いけない場合は、どうすればよいでしょうか。

#### 1 付き添い方法は、児童生徒の状況に応じて工夫を

横浜市では、副学籍による交流及び共同学習実施要領により以下のように記載されています。

- (1) 交流児童生徒の副学籍校への登下校は、保護者の責任のもとに行うこととする。
  - (2) 「副学籍による交流及び共同学習」は、在籍校の教育課程に基づいて実施するものであり、在籍校の教員が引率(※)することを原則とする。在籍校の教員が引率できない場合は、保護者が付き添いを行うこととする。ただし、交流児童生徒の状態によっては、教育上の見地から、在籍校・副学籍校及び保護者の了解のもとに、引率を行わずに交流及び共同学習を実施することも認められるものとする。
- (※)この項における「引率」とは、副学籍校内における交流児童生徒への指導をいう。

在籍校となる特別支援学校の教員が、「本校(在籍校)に残っている児童生徒の授業の確保」という点から、すべての副学籍による交流及び共同学習の引率ができない場合があるという現状もあります。当日の引率については、在籍校である特別支援学校で引率担当の教員を調整したり、やむを得ず、保護者に状況を説明し協力を求めたりすることがあります。そのため、引率や付き添いについては、事前の打ち合わせで確認をする必要があります。

#### 2 より効果的な対策を考える

教員の引率の仕方についても事前に打ち合わせを丁寧にしておき、引率が交流及び共同学習の妨げとならないよう、児童生徒が主体的に関わるという観点で支援していきます。また、保護者に付き添いをお願いした場合、保護者が周囲の児童生徒とも交流及び共同学習をすることで、地域の中においても交流を進めていく土台づくりとなるという効果も見込まれます。児童生徒の実態にもよりますが、その場合、在籍校である特別支援学校の担任は、事前事後の打ち合わせを十分に行い、副学籍校となる小中学校等の担任と連絡をとり、安全に十分配慮した上で、互いの交流が実りあるものになるように両校で検討していきます。

## Q4) 学区に居住する県立特別支援学校の児童生徒についても、副学籍について同様に対応するのでしょうか。

### 1 保護者・本人の希望を尊重して

横浜市が平成7年度より進めている、特別支援学校に在籍する児童生徒の副学籍による交流及び共同学習（居住地における交流の取組）が、年々活発になってきている状況の中で、神奈川県教育委員会においても、平成12年度から県立特別支援学校小学部児童を対象とした居住地交流の取組が開始され、現在では、本市と同様に中学部の生徒もその対象となっております。

手順は本市で行われてきた居住地校交流と同様です。

詳細につきましては、本手引きに掲載の「神奈川県立特別支援学校小・中学部児童・生徒の居住地交流ガイドライン」をご確認ください。

### 2 学区内の子どもの交流を

このように本市では、児童生徒の在籍する学校が県立特別支援学校であっても、同じように学区に居住する子どもの一人として、積極的に交流教育の場の保障と支援をしております。また、私立・国立の特別支援学校の場合も、保護者・本人の希望があれば、市立の特別支援学校に在籍する児童生徒の副学籍による交流及び共同学習に準じた形で対応していくことが必要です。

その場合、特に定めた文書はありませんが、相手校との連絡を密にし、本市の手続きにそった対応をしてください。また、市立特別支援学校に通う、市外在住の児童生徒指導についても、保護者・本人から希望があった場合は、学校間の連携を密にして対応していくことが必要です。

なお、その場合、本市教育委員会から居住する地区の教育委員会あてに文書により連絡をしますので、事前に特別支援教育課への連絡をしてください。



**Q5) 副学籍による交流で、万が一、事故が起きたとき、責任はどこにありますか。また、どういう保障がありますが。**

### **1 原則的な責任は、特別支援学校に**

副学籍による交流及び共同学習は、在籍校である特別支援学校の教育課程に基づいて計画的に実施されますので、原則として在籍校である特別支援学校の責任となります。

万が一、事故が起きたときは、迅速に学校間で連絡を取合い、事故の状況を的確に把握することが大切です。

### **2 まず、安全確保を十分に**

なお、副学籍校となる小中学校等の活動は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる「学校管理下の活動」に該当します。また、在籍校である特別支援学校は、学校管理下の行事や学習活動時に事故にあった場合、学校が負う賠償責任を救済するため「横浜市立特別支援学校賠償責任保険」に入っています。

しかし、何よりも大切なのは事故防止ですので、日頃から在籍校である特別支援学校と副学籍校である小中学校等が連絡を密にし、児童生徒の健康安全面及び施設設備の安全確保に十分留意しながら実施することが重要となります。

# 資料編

# 副学籍による交流及び共同学習実施要綱

制 定 平成19年4月1日 教特教第2049号(教育長決裁)

最近改正 平成29年3月27日 教特教第1791号(教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立特別支援学校(以下「在籍校」)に在籍する児童生徒が、居住する地域の横浜市立小学校・中学校(以下「副学籍校」)において、副学籍による交流及び共同学習を実施するために必要な手続き等を定めるものである。

(副学籍の定義)

第2条 副学籍とは、インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援学校の児童生徒と小学校・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組みである。

(副学籍による交流及び共同学習の目的)

第3条 副学籍による交流及び共同学習は、在籍校の児童生徒と副学籍校の児童生徒が共に学び育つことができる体制づくりを進め、仲間意識を育てることを目的とする。

(1) 在籍校の児童生徒には、居住する地域の学校において指導を受けることを通して、社会で自立できる力を育むとともに、地域との関係をより深めることをめざす。

(2) 副学籍校の児童生徒には、特別支援学校の児童生徒と一緒に学ぶことにより、心のバリアフリーを育むことをめざす。

(申請)

第4条 在籍校は、副学籍による交流及び共同学習について保護者に説明し、交流についての希望があるときは、教育委員会に対し、副学籍校の指定について申請する。

(指定)

第5条 教育委員会は、在籍校から申請があったときは、速やかに副学籍校を指定し、在籍校・副学籍校・保護者に通知する。

(計画)

第6条 副学籍による交流及び共同学習実施にあたっては、在籍校と副学籍校の連携のもとに検討し、計画を作成する。計画作成にあたっては、当該児童生徒の教育的ニーズに沿ったものになるよう努めるとともに、通学や介助の方法・教材教具等の準備等についても十分に検討する。また、副学籍校は、対象児童生徒のため、机・いす等の備品について可能な限り配慮するものとする。

(安全面の配慮)

第7条 日頃から在籍校と副学籍校の連絡を緊密に行い、児童生徒の健康安全面及び施設設備面の安全確保に十分留意する。

(公簿等の扱い)

第8条 公簿等への必要事項の記載は、副学籍校との連携を密にしながら在籍校において行うものとする。

(報告書の作成)

第9条 在籍校と副学籍校は、年度末に、交流及び共同学習計画書に記載した目標の達成状況、実施内容、実施体制等について評価を行い、実施報告書を作成し、教育委員会に提出する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、副学籍による交流及び共同学習実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

# 副学籍による交流及び共同学習実施要領

## 1 目的

この実施要領は、副学籍による交流及び共同学習実施要綱に基づき、横浜市立特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の横浜市立小学校・中学校において、「副学籍による交流及び共同学習」を実施するために必要な事項を定めるものである。

## 2 対象者

横浜市立特別支援学校（以下「在籍校」）小学部・中学部に在籍する児童生徒のうち、居住する地域の横浜市立小学校・中学校（以下「副学籍校」）における交流及び共同学習の実施を保護者が希望する者（以下「交流児童生徒」）とする。

## 3 副学籍校の指定

副学籍校の指定は年度毎に行うものとする。

### (1) 保護者への周知

在籍校は、児童生徒の保護者に対し、案内リーフレット等を活用し、在籍校として、副学籍による交流及び共同学習に関する実施計画について説明する。

### (2) 申請

「副学籍による交流及び共同学習」を希望する保護者は、在籍校にその旨を連絡する。

在籍校は、「副学籍による交流及び共同学習」を希望する児童生徒について、〈1号様式〉により教育委員会に申請する。

### (3) 副学籍校の指定

ア 教育委員会は、在籍校からの申請に基づき、「副学籍による交流及び共同学習」を希望する児童生徒の居住する地域の小学校・中学校を副学籍校として指定する。

イ 教育委員会は、〈2号様式〉により、指定する副学籍校長に通知するとともに、〈3号様式〉により、在籍校長へ通知する。また、〈4号様式〉により、在籍校長を通して保護者に副学籍校を通知する。

## 4 実施計画の立案

(1) 在籍校は、「副学籍による交流及び共同学習」を在籍校の教育課程の中に位置づける。

(2) 在籍校は、「個別の教育支援計画」をもとに、交流児童生徒に関する交流目標、交流内容や方法、副学籍校に伝える配慮事項などを保護者と確認する。

(3) 在籍校と副学籍校は連絡をとりあい、副学籍による交流及び共同学習に関する年間計画を立案する。立案にあたっては、交流及び共同学習が在籍校の年間指導計画に位置づけられることを踏まえ、他の指導計画との連続性が保てるものとなるように十分検討するとともに、副学籍校の児童生徒に関する意義や目標についても確認する。

(4) 在籍校は、「副学籍による交流及び共同学習計画書」〈5号様式〉を作成し、教育委員会に送付する。

(5) 交流及び共同学習の計画は、必要に応じて随時見直しを行う。

## 5 引率等

(1) 交流児童生徒の副学籍校への登下校は、保護者の責任のもとに行うこととする。

(2) 「副学籍による交流及び共同学習」は、在籍校の教育課程に基づいて実施するものであり、在籍校の教員が引率(※)することを原則とする。在籍校の教員が引率できない場合は、保護者が付添いを行うこ

とする。ただし、交流児童生徒の状態によっては、教育上の見地から、在籍校・副学籍校及び保護者の了解のもとに、引率を行わずに交流及び共同学習を実施することも認められるものとする。

(※)この項における「引率」とは、副学籍校内における交流児童生徒への指導をいう。

## 6 副学籍校の配慮事項

副学籍校は、在籍校と連携し、交流児童生徒の障害の特性等について理解するとともに、必要な配慮を行うように努める。

### (1) 安全面の配慮

交流児童生徒の障害の状態を理解した上で、施設設備上の安全確保に十分留意する。

### (2) 学習面での配慮

ア 机、椅子、ロッカー、靴箱等の備品については、可能な範囲で用意する。

イ 教科書は、一時的な貸与などについて検討するが、購入する必要がある場合には、保護者負担とする。

学習プリント、配布資料については、交流児童生徒についても用意する。

ウ 座席の位置、学習への参加方法、必要な支援については、在籍校と相談して可能な配慮を行う。

### (3) その他

ア 交流児童生徒の出席状況等について適切に記録する。〈出席の記録書式例参照〉

イ 給食交流を行う場合、給食実費は保護者負担とする。

ウ その他の交流児童生徒に対する必要な配慮について検討する。

## 7 評価

### (1) 随時の評価

在籍校と副学籍校は、随時連絡をとりあい、両校及び交流児童生徒の保護者との間で、交流児童生徒の様子、交流及び共同学習の実施状況等について共有するように努める。

### (2) 年度末における評価

在籍校と副学籍校は、年度末に、「副学籍による交流及び共同学習計画書」〈5号様式〉に基づき、交流の状況について振り返り、交流児童生徒及び副学籍校児童生徒の目標達成状況、交流内容、実施体制等について評価を行う。

在籍校は、副学籍校との話し合いに基づき、「副学籍による交流及び共同学習実施報告書」〈6号様式〉を作成し、教育委員会に提出する。

学習指導要録については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に副学籍校名及び必要な内容を記載する。

## 8 その他

「副学籍による交流及び共同学習」の実施に際しては、本要領の他、教育委員会が作成する「副学籍による交流及び共同学習実施の手引き」によるものとする。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

特別支援教育課長

申請書は、簡易集計のページから提出し、  
提出した旨を特別支援教育課へメールにてご連絡ください。

学校名 \_\_\_\_\_

校長 \_\_\_\_\_

### 令和 年度副学籍校指定申請書

令和 年度の副学籍校の指定について申し込みがあった児童生徒について申請します。

番号	学部・学年	児童生徒氏名	児童生徒氏名 フリガナ	保護者氏名	住所	副学籍校	教育委員会使用欄	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

〈2号様式〉  
教特教第 号  
令和 年 月 日

〇〇学校長

横浜市教育委員会

## 副学籍校の指定について（通知）

横浜市立特別支援学校に在籍する次の児童生徒について、貴校を副学籍校として指定いたします。

つきましては、副学籍による交流及び共同学習にお取り組みいただきますよう、お願いいたします。

### 記

1 児童生徒氏名

〇〇 〇〇

2 在籍校・学年

〇〇特別支援学校 〇学部〇年

問合せ先：教育委員会事務局特別支援教育課  
担当指導主事  
担当事務職員  
電話 6 7 1 - 3 9 5 8

〈3号様式〉  
教特教第 号  
令和 年 月 日

〇〇特別支援学校長

横浜市教育委員会

## 副学籍校の指定について（通知）

この度、貴校に在籍し、副学籍による交流及び共同学習を希望する児童生徒の「副学籍校」の指定について、次の通り決定いたしましたのでご連絡いたします。

つきましては、今後、保護者及び副学籍を置く学校との連携のもと、交流教育の推進にご協力ください。

なお、保護者あての別添「通知書（4号様式）」につきまして、学校からお渡しくださるよう併せてお願いいたします。

### 記

- 1 児童生徒氏名  
〇〇 〇〇（〇学部〇年）
- 2 副学籍校  
〇〇学校

問合せ先：教育委員会事務局特別支援教育課  
担当指導主事  
担当事務職員  
電話 6 7 1 - 3 9 5 8

〈4号様式〉  
教特教第 号  
令和 年 月 日

保護者 様

横浜市教育委員会

### 副学籍校の指定について（通知）

次の学校をお子さまの副学籍による交流及び共同学習実施校として指定いたします。

記

副学籍校名	〇〇学校
児童生徒氏名	〇〇 〇〇
学 年	〇学部〇年生
在籍校名	〇〇特別支援学校

問合せ先：教育委員会事務局特別支援教育課  
担当指導主事  
担当事務職員  
電話 6 7 1 - 3 9 5 8

特別支援教育課長

## 令和 年度 副学籍による交流及び共同学習計画書

下記児童生徒の副学籍における交流及び共同学習の実施について、副学籍校と協議の上実施計画を作成しましたので報告します。

計画書は、学校メール便で提出してください。

年 月 日

横浜市立 0  
 校長 0

作成日： 年 月 日

1	児童生徒氏名			
2	学部・学年	学部	年	
3	保護者名			
4	担当教諭			
5	副学籍校名		副学籍校長名	
6	副学籍校担当教諭			
7	交流学級		交流期間	
8	交流目標	(交流児童生徒の目標)		
		(副学籍校児童生徒の目標)		
9	交流内容	行事名	内容	
		授業名	内容	
10	交流方法	期間		
		回数		
		付添者	1回目	
		付添者	2回目以降	
11	評価の観点	(交流児童生徒の目標) 個別の教育支援計画の目標に基づく評価  (副学籍校児童生徒の目標)		
12	配慮事項 ・指導面  ・移動面他			

特別支援教育課長

## 令和 年度 副学籍による交流及び共同学習報告書

令和 年度、副学籍による交流及び共同学習を実施した内容等について次のとおり報告いたします。

年 月 日

**報告書は、学校メール便で提出してください**

横浜市立

校長

作成日： 年 月 日

1	交流児童生徒名					
2	学部・学年	学部	年			
3	担当教諭					
4	副学籍校名	副学籍校長名				
5	副学籍校担当教諭					
6	交流期間	年 月	～	年 月		
7	交流目標	(交流児童生徒の目標)				
		(副学籍校児童生徒の目標)				
8	交流内容	行事名	交流の様子			
		授業名	交流の様子			
9	交流方法	回数	行事交流回数	回	授業交流回数	回
		時間数	行事交流時間数	時間	交流時間数	時間
		付添者	担任	回	保護者	回
			その他	回		
10	評価の観点	(在籍校)				
		(副学籍校)				
11	取組の評価と課題	(在籍校)				
		(副学籍校)				

# 副学籍による交流及び 共同学習のご案内

横浜市では、特別支援学校で学ぶ子どもたちが、お住まいの地域の小中学校等の行事や学習などに参加する副学籍による交流教育の取組を行っています。

放課後も一緒に  
遊ぼうね

とても楽しかったよ



友だちがたくさん  
できたよ

地域のお祭りに  
近所のお友だちと  
いっしょに行ったよ

## ○副学籍による交流教育の内容

お住まいの地域の小学校または中学校を、お子さんの「副学籍校」として指定します。

指定を受けると、「副学籍校」から学校だよりが届けられたり、お子さんが「副学籍校」の学校行事や授業に参加したりするなどの活動が行われます。

この取組は、お子さんが地域の子どもたちとふれあうことを通して、よりよい人間関係を育み、お子さんの活動の場を広げていくことを目的としています。

## ○対象となるお子さん

市内に居住する市立特別支援学校で学ぶお子さん。(小学部、中学部)

## ○副学籍の申し込み方法・申し込み期限

副学籍による交流教育を希望する場合は、別紙「副学籍校指定申込書」を、令和 年 月 日 ( )までに、在籍する学校に提出してください。なお、提出期限を過ぎた場合は、在籍する学校を通じて随時お申し込みください。

横浜市教育委員会  
問い合わせ先 TEL 045-671-3958 FAX 045-663-1831 特別支援教育課

## 1 趣旨

特別支援学校では、自立と社会参加を目指し、集団の中で楽しく充実した学校生活を送り、そして、地域社会でいきいきと暮らせるよう、一人ひとりの児童・生徒の教育的ニーズに応じた専門的な指導や支援を行っている。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領においては、「学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること」としている。

交流及び共同学習の一つに、居住地の小・中学校等の児童・生徒とともに学習し交流する（以下「居住地交流」という。）がある。居住地交流は、特別支援学校の児童・生徒が地域とのつながりを持つことができ、共生社会の実現に向けた大切な取組である。

そこで、居住地交流の設定に努め、その取組が連続性のある継続したものとするために、居住地交流ガイドラインを定める。

## 2 対象者

神奈川県立特別支援学校小学部・中学部（以下「在籍校」という。）に在籍する児童・生徒のうち、保護者と連携して作成する「個別教育計画」において居住地交流の実施が必要であり、交流する相手の小・中学校（以下「交流校」という。）との相談の上、合意が得られた者とする。

## 3 責任の所在及び引率

居住地交流は、在籍校の教育課程の一環として、在籍校の責任において実施することとし、原則として在籍校の教員の引率のもとに行うこととする。

ただし、初回は必ず引率をすることを要するが、2回目以降は、児童・生徒の状態や保護者の付添い、これまでの実績等の状況を踏まえて、在籍校と交流校との間で協議し、引率についての対応を決めることができるものとする。

なお、万一の場合のために、保護者には損害賠償保険等に加入していただくことが望ましい。

## 4 実施回数

居住地交流の回数は、原則引率が必要であることを考慮し、可能な範囲で決めることとする。

## 5 計画にあたっての留意事項

(1) 居住地交流は、特別支援学校に通学する児童・生徒とその居住する地域の小・中学校の児童・生徒が、同じ社会に生きる人として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあり、単に場を共にするだけの形式的な交流活動で終わることなく、実質

- 的な交流が図られ、真のふれあいの機会となるように企画し、十分に準備した上で実施する必要がある。
- (2) 可能な限り、在籍校における教育活動と交流校での教育活動に、連続性を保つことが望ましい。
  - (3) 行事等への招待にとどまることなく、可能な限り発展的な内容を計画することが望ましい。
  - (4) 居住地交流の取組とその評価を次年度に引継ぐことにより、継続した取組が円滑に行われることが望ましい。

## 6 検討と実施の手順

### (1) ガイドラインの周知

県教育委員会教育長から各市町村教育委員会教育長を經由して各小・中学校長へ、県教育委員会特別支援教育課長から各県立特別支援学校長及び各教育事務所長へ、それぞれガイドラインの周知を行う。

### (2) 実施に向けた検討

#### ① 在籍校において、居住地交流の実施の検討

児童・生徒の実態や保護者の意向を踏まえて個別教育計画を作成する。

#### ② 居住地交流を希望する小・中学校と在籍校間における検討

対象児童・生徒の実態、責任の所在、事故時の対応等を確認する。

#### ③ 居住地交流実施の決定（交流計画A～C）

ア 交流計画A：前年度から継続して居住地交流を実施

イ 交流計画B：新規に居住地交流を実施

ウ 交流計画C：居住地交流を当面実施しない

### (3) 実施に向けた関係機関への依頼・報告

#### ① 交流校への報告

在籍校長は、交流校長に居住地交流の実施について依頼する。（様式1～3）

#### ② 教育委員会への報告

ア 在籍校長は、居住地交流の実施計画について、5月末日までに県教育委員会特別支援教育課長に報告する。（様式4）

※ 年度途中からの実施については、その都度報告する。

イ 県教育委員会特別支援教育課長は、報告を集計し、各教育事務所を經由して当該市町村教育委員会へ報告する。

### (4) 実施

① 活動内容、教科書や教材、使用する備品、指導体制、引率体制、安全対策等について、学校間で事前に確認する。

② 在籍校・交流校ともに、必要に応じて事前・事後指導を行う。

③ 在籍校と交流校は、居住地交流をより効果的に実施するために、ねらいと内容等について共有することに努める。

### (5) 評価

① 在籍校は、当該年度の全日程が終了したら、対象児童・生徒の居住地交流の取組について様式5を参考にして評価を行うとともに、その情報を次年度に引継ぐことができる状況を整える。

② 在籍校と交流校は、居住地交流を継続して取り組むことができるよう、

評価と引継事項について共有することに努める。

(6) 実施後の教育委員会への報告

在籍校長は、居住地交流の実施結果について、2月末までに県教育委員会特別支援教育課長に報告する。(様式4)

7 その他

(1) 計画・実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分に留意する。

(2) このガイドラインは、小・中学部について定めたものであるが、幼稚部・高等部においても同様の取組みを行う場合は、このガイドラインにそって実施する。

(3) 神奈川県では、居住地交流の実施にあたり平成12年度にガイドラインを定めて、その取組を進めてきたが、継続した取組の趣旨を踏まえ、ガイドラインは必要がある場合のみ改訂することとする。

附則

このガイドラインは、平成12年4月1日より施行する。

このガイドラインは、平成29年4月1日より施行する。

(参考) 検討と実施の手順

時期	在籍校	交流校	県教育委員会	市町村教育委員会
前年度末	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     これまでの取組みの 評価と次年度の 計画                       (本人、保護者、学校)                 </div>			
今年度 4月	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     実施の検討                       (本人、保護者、学校)                 </div>			
5月末	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     実施について学校間で相談                 </div>			
	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     実施の依頼 (様式1～3)                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     実施の依頼、承認                 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     実施計画書 (様式4)                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     実施計画                 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     実施計画                 </div>
	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     実施(初日)に向けた確認                 </div>			
	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     居住地交流の実施                 </div>			
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     ※内容と評価について共有するよう努める。                 </div>			
	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     取組みの評価と 次年度の取組み の方向性につい て検討(様式5)                       (本人、保護者、学校)                 </div>			
2月末	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     ※様式5により、評価と次年度の方向性につい て情報共有するよう努める。                 </div>			
今年度末	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     実施報告書 (様式4)                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     実施報告                 </div>	
次年度 4月	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;">                     新年度の取組み の方向性再確認                       (本人、保護者、学校)                 </div>			

(様式1)

令和 年 月 日

〇〇市町村立〇〇小(中)学校長様

神奈川県立〇〇学校長

貴校学区に居住する本校小(中)学部児童(生徒)の貴校児童(生徒)との居住地交流の継続実施について(依頼)

〇〇の候、貴職におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。

また、本県の特別支援教育の推進にあたりましては、日ごろ御理解と御協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、既に御承知のこととは存じますが、貴校の学区に居住する次の児童(生徒)は、将来自立し社会参加することを目指し、専門的な教育を受けるため、本校で学校生活を送っております。

しかし、この児童(生徒)にとりまして、放課後や休業日はもちろんのこと、卒業後の生活の場は、現在居住している貴校区地域であり、豊かに暮らすためには、地域社会の人々、特に同年代の児童・生徒と日常から交流を深めていることが、極めて大切なことであると考えます。

そこで、本校で作成した児童(生徒)の個別教育計画において、県教育委員会で定めた別紙「神奈川県立特別支援学校小・中学部児童・生徒の居住地交流ガイドライン」に基づき、居住地交流に在籍期間をとおして継続して取り組むことを計画いたしました。

つきましては、当該児童(生徒)の居住地交流につきまして、引き続き御配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

在籍	神奈川県立				学校
学部		学年		氏名	

問合せ先

〇〇〇〇 〇〇

電話 (000) 000-0000

(様式2)

令和 年 月 日

〇〇市町村立〇〇小(中) 学校長様

神奈川県立〇〇学校長

貴校学区に居住する本校小(中) 学部児童(生徒)の貴校児童(生徒)との居住地交流の新規実施について(依頼)

〇〇の候、貴職におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。

また、本県の特別支援教育の推進にあたりましては、日ごろ御理解と御協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、既に御承知のこととは存じますが、貴校の学区に居住する次の児童(生徒)は、将来自立し社会参加することを目指し、専門的な教育を受けるため、本校で学校生活を送っております。

しかし、この児童(生徒)にとりまして、放課後や休業日はもちろんのこと、卒業後の生活の場は、現在居住している貴校区地域であり、豊かに暮らすためには、地域社会の人々、特に同年代の児童・生徒と日常から交流を深めていることが、極めて大切なことであると考えます。

そこで、本校で作成した次の児童(生徒)の個別教育計画において、県教育委員会で定めた別紙「神奈川県立特別支援学校小・中学部児童・生徒の居住地交流ガイドライン」に基づき、居住地交流に新規に取り組むことを計画いたしました。

つきましては、本件の趣旨を十分御理解いただくとともに、当該児童(生徒)の今年度からの居住地交流の実施に向けて御協力のほどよろしくお願いいたします。

在籍	神奈川県立				学校
学部		学年		氏名	

問合せ先  
〇〇〇〇 〇〇  
電話 (000) 000-0000

(様式3)

令和 年 月 日

〇〇市町村立〇〇小(中)学校長様

神奈川県立〇〇学校長

貴校学区に居住する本校小(中)学部児童(生徒)の貴校児童(生徒)との居住地交流について(依頼)

〇〇の候、貴職におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。

また、本県の特別支援教育の推進にあたりましては、日ごろ御理解と御協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本県では、特別支援学校で学ぶ子どもたちにとって、特別支援学校において専門的な教育を受けると同時に、居住する地域で豊かに暮らしていけるようになることはとても重要なことと考えています。

そこで、神奈川県教育委員会では、別紙のとおり「神奈川県立特別支援学校小・中学部児童・生徒の居住地交流ガイドライン」を定め、居住地交流を推進しております。

既に御承知のこととは存じますが、貴校の学区に居住する次の児童(生徒)は、将来自立し社会参加することを目指し、本校で学校生活を送っております。

当該児童(生徒)につきましては、現時点では個別教育計画において居住地交流活動を予定しておりませんが、将来必要性が生じた折には、改めて御依頼にあがることがあるかと存じますので、その節には、本件の趣旨を十分に御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

在籍	神奈川県立				学校
学部		学年		氏名	

問合せ先

〇〇〇〇 〇〇

電話 (000) 000-0000

(様式4) 居住地交流実施計画兼報告書

通し 番号	現籍校					交流校					報告(3月の報告時に記入)				
	学校 番号	学校名	教育部門	学部	学年	児童生徒氏名	校種	市町村	区	学校名	新規・継 続の別	主な内容、題材	教育課程の位置 づけ	備考	実施 日数
例	S100	神奈川特別支援学校	知的障害	小学部	1	横浜 太郎	小学校	横浜市	中区	関内小学校	B新規	ボール遊び、公園で遊ぶ	体育、生活		3
例	S100	神奈川特別支援学校	知的障害	小学部	4	関内 花子	小学校	鎌倉市		馬車道小学校	A継続	学級会、学年集会	特別活動		3
例	S100	神奈川特別支援学校	肢体不自由	中学部	1	高島 一郎	中学校	横浜市	西区	元町中学校	C通知のみ				0
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

(様式5)

居住地交流評価票

1 在籍校

学校名				担任			
児童生徒 氏名		部門		学部		学年	

2 交流校

学校名				担任			
学年学級							

3 実施期間、回数等

期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	回数	全 回
引率	担任引率 回、保護者引率 回		

4 交流校での授業内容、個別教育計画に基づく指導の目標と評価等

交流校での授業 の主な教科等	
交流校での授業 の主な内容	
個別教育計画の 目標	
個別教育計画の 評価	

5 来年度の方向性 ( 継続する ・ 実施しない ・ 未定 )

実施時期	
実施回数	
実施内容	
その他	

記入者

記入日 令和 年 月 日



副学籍による交流及び  
共同学習実施の手引き  
～共に育ち 共に学ぼう この横浜で～

令和8年 3月発行

編集・発行 横浜市教育委員会 事務局 特別支援教育課

〒231-0017 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-3958

FAX 045-663-1831

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tokubetusien/yokohamatokubetusien/fukugakuseki.html>

※この手引きは、横浜市教育委員会のホームページでも閲覧できます。